

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
①避難行動	1. 避難行動・避難生活	1	住民によって、危険だと判断するレベルが異なる。リスク管理の基準が一人ひとり違うことを認めなければならない。	土砂災害や浸水害の危険がある区域の住民など、地域の特性に応じ、ハザードマップ等を活用して避難に対する意識の向上や訓練の実施などを進めていく。	第1回委員会意見	防災統括室(全部局)	水害地震	2	1	避難行動計画
		2	木造平屋建てが最も危険だという情報をもっと出さないといけないが、それを知らない住民が多い。また、2階に上がれば助かるが、ひとりでは2階にも上がれない人がいるのが現実。それを行政は住民に言わなければならない。	危険な建物や避難行動要支援者に対する支援のあり方について、わかりやすい形で地域防災計画に明記し、市町村等の住民啓発に資する。	第1回委員会意見	防災統括室(福祉医療部)	水害地震	2	1	避難行動計画
		3	避難について、正しく詳しい理解を住民に持ってもらうことが大切。必ずしも避難所に行くことが避難というわけではない。	避難=避難所に行くことではなく、住民によっては避難所に行くことがかえって危険となる場合もあることを周知するよう努める。特に避難行動要支援者に対しては、個別計画の策定を進め、一人ひとりに合った避難行動のあり方を定めるよう、市町村と自治会等が連携して取り組んでいく。	第1回委員会意見	防災統括室	水害地震	2	1	避難行動計画
		4	正しい避難の姿を伝えていく必要がある。奈良県南部を中心に、土砂災害警戒区域が位置する。これらの地域では立ち退き避難が有用になる。また、土砂災害警戒区域の中でも安全などころがあるかもしれないでの、最悪どこに逃げたらよいかを今一度整理。	今年度、土砂災害特別警戒区域(レッド区域)にある避難所等について代替施設の可能性などを調査し、市町村ごとにヒアリングを行う予定。県が積極的に市町村と連携し、レッド区域ごとに対策を検討していく。	第1回委員会意見	防災統括室	水害地震	2	1	避難行動計画
		5	避難行動について、「自分の命を自分で守る」や「生活をつなぐ」のような、県民にわかりやすいメッセージを入れるのはいかがか。	啓発冊子等においては、自助を促す文言を取り入れている。今後とも、伝わる情報発信を心がけるとともに、地域防災計画においても明文化を図る。	第2回委員会意見	防災統括室	水害地震	2	1	避難行動計画
		6	「自分だけは大丈夫」という思い込み、正常性バイアスによる避難の遅れ	・災害の逼迫感を伝え、避難行動に直結する「伝わる」情報発信	緊急防災大綱(P3ほか)	防災統括室(企画) 総務部知事公室	水害地震	3	1	避難行動計画
		7	重要な避難情報等が十分に理解されていない	・地域住民同士でお互いに避難の声かけ(早期避難・個別巡回等)	緊急防災大綱(P5,6)	防災統括室(企画) 安全・安心まちづくり推進課	水害地震	2	1	避難行動計画
		8	ハザードマップ等作成後の住民周知	・市町村と連携して土砂災害警戒区域、洪水浸水想定区域等の住民への情報の周知徹底	緊急防災大綱(P10)	防災統括室 県土マネジメント部 教育委員会	水害地震	2	6	防災教育計画
		9	災害発生時に命を守るために行動の周知啓発	・近隣のより安全な建物等の緊急的避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置も避難行動とすることを平時から周知 ・実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	防災統括室(企画) 安全・安心まちづくり推進課	水害地震	2	1	避難行動計画
		10	高齢者の避難行動の理解促進	・行政、防災関係機関、福祉関係機関での連携 ・高齢者の避難行動に対する理解の促進	R1.5防災基本計画(P143)	防災統括室(企画) 福祉医療部	水害地震	2	1	避難行動計画
		11	・平成29年九州北部豪雨の教訓の反映 ・平成30年7月豪雨の教訓への反映	・「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえた市町村の避難勧告等発令基準の策定、見直しに関する助言	H30.6防災基本計画(P20,141,149)	防災統括室(企画) 県土マネジメント部	水害	2	1	避難行動計画
②避難生活 (避難所・福祉避難所等)	2. 避難生活	12	避難所運営は、被災市町村職員だけでは対応できない。県職員による支援チームの設置と派遣、県内市町村同士の相互支援体制の構築と県によるその調整などの取組を推進されたい。	関係部局での検討のなかで、支援体制のあり方について検討していく。	第1回委員会意見	防災統括室 (福祉医療部)	水害地震	3	2	避難生活計画
		13	避難生活の情報収集については、要配慮者だけでなく在宅避難も含めて対策すべき。NPOや社会福祉協議会等と連携した情報収集をしていく体制づくりについて、市町村の支援を行うとともに、県としても得た情報をどう整理するかを明確にしておくとよいのではないか。	①(避難所対策は市町村が行うのが前提であるが)県福祉医療部としては医療的、福祉的支援を必要とする者には、すでに医療的にはDMAT、DPAD、保健師等支援チームなどを派遣することになっている。また福祉的にも令和元年度よりDWAT(災害派遣福祉チーム)を創設し、派遣体制を整えたところでございます。	第2回委員会意見	福祉医療部	水害地震	3	4	要配慮者の支援計画
		14	避難生活を快適に維持する、という言葉が引っかかる。『快適』という言葉の言い回しについては検討いただきたい。「快適」というより「健康の維持」とすればよいのではないか。 そもそも、快適な避難生活は無理。あなたが我慢するとみんなが助かる、ということを住民に言ってよいと思う。	避難所環境については、どうしても限界があることを住民にも理解いただけるよう、今後も周知に取り組む。 また、最低限の健康維持ができるよう、可能な限り環境改善に取り組む。	第2回委員会意見	防災統括室 福祉医療部	水害地震	2	2	避難生活計画
		15	避難所環境の改善	・良好な生活環境の確保 ・環境整備(エアコン、シャワー、トイレ等)についての整備を推進	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	防災統括室(企画) 福祉医療部 教育委員会	水害地震	2	2	避難生活計画
		16	在宅被災者等への支援体制の整備	・在宅被災者等の心身の健康状態の把握と必要な支援の実施 ・災害関連死予防にむけた啓発等	熊本地震の教訓・経験	福祉医療部	水害地震	3	19 24	保健医療活動計画
		17	「指定避難所等における良好な生活環境を確保するための推進策検討調査報告書」による提言	・福祉避難所には、以下の条件を満たす施設を指定する →①要配慮者の円滑な利用確保のための措置、②相談支援を受ける体制の整備、③要配慮者に必要な居室が可能な限り確保される	R1.5防災基本計画(P34,35)	防災統括室(企画) 福祉医療部	水害地震	2	4	要配慮者の安全確保計画
		18	(H30.6防災基本計画の修正による改定) 第2編 各災害に共通する対策編	・長期避難(ライフライン回復に長期間を要する、道路途絶による孤立が続く)が想定されるときは指定避難所を開設しない	H30.6防災基本計画(P70,71)	防災統括室(企画) 福祉医療部	水害地震	3	2	避難生活計画
		19	ペットとともに避難する住民に対する配慮 「人とペットの災害対策ガイドライン」より	・被災ペットのためのスペースの確保	国の検討会・通知	防災統括室(企画) 福祉医療部 くらし創造部	水害地震	3	24 29	防疫、保健衛生計画
		20	「災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドライン」を踏まえた対応	・被災者の安定的な避難生活の確保のためのDWATへの派遣及び支援要請	国の検討会・通知	福祉医療部	水害地震	2	4 4	要配慮者の安全確保計画 要配慮者の支援計画

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
2. 情報発信・リスクコミュニケーション	①情報発信・リスクコミュニケーション	21	・ハザードマップ等の内容の理解不足 ・危険個所、避難場所、避難経路の周知不足	・平常時から災害発生の危険性を認識 ・地域の災害リスクや避難の必要性について考える ・市町村の地元説明等を促進させる	緊急防災大綱 (P3ほか)	防災統括室(企画) 県土マネジメント部	水害 地震	2	6	防災教育計画
		22	防災情報の住民周知の不足、住民理解の不足	・防災行政無線の他、多様な情報伝達手段の適切な組み合わせ	緊急防災大綱 (P7,8)	防災統括室(施設)	水害 地震	2	31	水害への備え
		23	自分たちが住む地域の災害リスクの認識不足	・地域の災害リスクを理解するための講習会、啓発活動	緊急防災大綱 (P10)	防災統括室(企画) 教育委員会	水害 地震	2	1	避難行動計画
		24	住民に不安を与えない報道体制・あり方等	・二次災害の防止ため、必要な情報等を発信(現況、応急対策原因究明等) ・平常時からの報道機関との関係づくり	緊急防災大綱 (P17)	防災統括室(企画) 総務部知事公室	水害 地震	3	11	広報計画
		25	災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握することが重要	・市町村、警察、消防、自衛隊その他の関係機関との連携体制の整備 ・災害対策本部の機能充実強化	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	防災統括室	水害 地震	3	13	受援体制の整備(県内で災害発生の場合)
		26	災害の被害を最小限にとどめるための対応	・「自助」「共助」による防災活動の推進 ・社会全体での防災意識醸成	大阪北部地震の教訓・経験 (大阪府計画より)	防災統括室(企画) 安全・安心まちづくり推進課	水害 地震	1	1	総則
		27	情報通信ネットワーク等への依存度の高まり	・AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSなど、ICTへの防災対策への積極的な活用が必要	R1.5防災基本計画 (P5,6)	総務部	水害 地震	3	1	避難行動計画 ※SNSについてのみ記載
		28	様々な災害危険性の周知を徹底	・ハザードマップ、防災マップ等のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化に努める ・国土地理院等の情報管理システムの活用	R1.5防災基本計画 (P22,235)	防災統括室(施設) 農林部 県土マネジメント部	水害	2	31	水害への備え
		29	5段階の警戒レベルでの防災情報の提供	・Lアラートで発信する災害関連情報等の多様化 ・受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組	R1.5防災基本計画 (P37,121,122,143,148,191)	防災統括室(施設・企画) 総務部知事公室	水害 地震	3	1	避難行動計画
		30	平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正	・水害・土砂災害のリスクがある学校での避難訓練による防災教育	R1.5防災基本計画 (P143)	防災統括室(企画) 安全・安心まちづくり推進課 教育委員会	水害 地震	2	6	防災教育計画
		31	5段階の警戒レベルでの防災情報の提供	・避難勧告等発令基準に活用する防災気象情報と警戒レベルの関係が明確になるよう区分 ・住民の自発的な避難を促す	R1.5防災基本計画 (P143,147,154,157)	防災統括室(企画)	水害 地震	2	1	避難行動計画
		32	・気象庁施策等に準じた表現を記載 ・水防法等の改正内容の反映	・洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域内における避難確保計画の策定、避難誘導等訓練の義務化	H30.6防災基本計画 (P119)	防災統括室(企画) 福祉医療部 県土マネジメント部 教育委員会	水害 地震	2	1	避難行動計画
		33	・気象庁施策等に準じた表現を記載 ・水防法等の改正内容の反映	・土砂災害警戒判定メッシュ情報の収集、有効活用	H30.6防災基本計画 (P149)	防災統括室(企画) 県土マネジメント部	水害	2	1	避難行動計画
3. 要配慮者	①高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等	34	医療・保健・福祉専門職による応援派遣の仕組みができるつある。災害対策本部の中に保健医療調整本部を作つて対応していくことになっているが、同時に、地域福祉活動を行つている部署も災害時の支援体制を検討している。両者の連携・調整を図っていくことも課題。	①令和元年度から奈良DWATを創設し、災害時に県から県内外の被災地に普段から福祉活動を行つている者を派遣する体制ができた。 (参考:②:上記取組があるため、あえてコメントすべき事項ではないが、民生委員・児童委員による個別訪問、自治会や団体による見守り活動等、平時から、地域において、共助意識の醸成や要支援者に対する支援活動が実施されている。)	第2回委員会意見	福祉医療部	水害 地震	2 3	4 4	要配慮者の安全確保計画 要配慮者の支援計画
		35	被災したこどもに対する心身への影響	・応急的に安全安心な生活環境(居場所)の確保	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	福祉医療部	水害 地震	3	2	避難生活計画
		36	要配慮者(高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等)の種別・特性ごとに避難行動等において配慮が必要	・諸障害についてきめ細やかな対応ができるよう、かつ災害時に適切な避難行動がとれるよう、ともに助け合える地域社会づくり ・直接的な声かけができる体制整備	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	福祉医療部	水害 地震	2	4	要配慮者の安全確保計画

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
3. 要配慮者	(2)外国人 (在住、訪日)	37	障害者、高齢者等への配慮も考えていくべきであるが、外国人観光客向けの情報発信も同様に重要。 情報発信にとどまらず、大規模災害発生時にどういった行動を取ってもらうか、どこに一時避難してもらうか、どうやって帰つてもらうか等の計画がないといけない。	上記の「帰宅困難者対策ガイドライン」(案)の中で、外国人観光客対策として様々な情報提供方法等について触れており、今後は、関西広域連合の構成府県市と連携を取りながら対策を検討していく。 なお、奈良県では、外国人観光客交流館「猿沢イン」を災害時の外国人専用の福祉避難所として開設することになっている。(奈良県と奈良市の協定)	第1回委員会意見	(防災統括室) 総務部知事公室 観光局	水害 地震	2	3	帰宅困難者対策計画
		38	外国人に対する情報発信は行政だけでは困難。NPOや民間との連携が重要である。 また、帰宅困難者の観点で考えることも有効。	上記の「帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、今後、関西広域連合の枠組みの活用も視野に入れ、NPOや民間機関等との連携体制を構築できるよう検討していく。	第1回委員会意見	(防災統括室) 総務部知事公室 観光局	水害 地震	2	4	要配慮者の安全確保計画
		39	外国人への多言語の情報提供については、被災市町村単独では困難なので、県の国際交流協会等が窓口となり、全国の国際交流団体に翻訳を依頼する仕組みの導入が望ましい。	奈良県には地域国際化協会がないが、県の出先機関として「外国人支援センター」が地域国際化協会と同様の役割を担っている。 災害が発生した際には、外国人の被災状況等により、奈良県外国人支援センターに「災害時多言語支援センター」を設置するなど、事前に登録した災害時通訳・翻訳ボランティアに協力を得ながら、多言語での情報発信を行う。また、市町村からの要請に応じて、電話や派遣による相談対応、避難所での多言語情報発信支援等を行う。	第1回委員会意見	(防災統括室) 総務部知事公室 観光局	水害 地震	3	4	要配慮者の支援計画
		40	奈良県以外の日本人観光客も、奈良県のことをさっぱりわからないという点では外国人と同様である。日本人・外国人で区別するのではなく、奈良県民以外は皆同様の扱いとした方がよい。	国内外両方からの観光客について、帰宅困難者対策計画の中で取り扱うこととする。	第2回委員会意見	防災統括室 総務部知事公室 観光局	水害 地震	2 3	3 3	帰宅困難者対策計画
		41	外国人のところで見ると、観光客を念頭に置いた場面の想定が多いが、観光客だけでなく、技能実習生や留学生などの在住外国人も想定される。そういった方々への支援も必要。	在住外国人については、日頃からパンフレットやホームページにより多言語で防災啓発を行っており、災害時には「災害時多言語支援センター」を設置し、相談対応や通訳翻訳対応等様々な支援を行うこととなっている。 要配慮者計画の中で取り扱うこととする。	第2回委員会意見	防災統括室 総務部知事公室	水害 地震	2	4	要配慮者の支援計画
		42	外国人に対する支援	・外国人への避難所等の周知(多言語・やさしい日本語等) ・避難所における外国人向けの情報提供のための準備(多言語・やさしい日本語等) ・災害等に不慣れな外国人への防災啓発(多言語・やさしい日本語等) ・災害に備えるための防災パンフレットの作成・配布(多言語・やさしい日本語等) ・災害時の通訳・翻訳のボランティアを養成・確保	県独自の取組	防災統括室 総務部知事公室	水害 地震	2	4	要配慮者の安全確保計画
		43	外国人に対する支援	・外国人の安全確認・救助・避難誘導の実施(多言語・やさしい日本語等) ・多言語・やさしい日本語等による情報発信 ・避難所における外国人向けの情報提供(多言語・やさしい日本語等) ・災害情報等を多言語で発信するための災害時多言語支援センターの設置・運営 ・災害時の通訳・翻訳のボランティアを受入・派遣	県独自の取組	防災統括室 総務部知事公室	水害 地震	3	4	要配慮者の支援計画
		44	外国人観光客に対する支援	・奈良県外国人観光客交流館(猿沢イン)を外国人専用福祉避難所として活用 ・奈良県多言語コールセンターによる通訳等支援 ・観光案内所等の観光案内拠点の充実や、Wi-Fi等の通信環境の整備に対する支援	県独自の取組	防災統括室 地域振興部(観光局)	水害 地震	2 3	3 3	帰宅困難者対策計画
		45	避難所や家庭における被災者の健康維持について、もっと重要視する。 災害関連死を防止する上で、多職種の連携が重要。NPOやボランティアが重要な情報を持っている場合が多く、期待する役割が大きい。 また、関連死対策については、住民自身で気づけることが多いので、要検討いただきたい。	・避難所における被災者の健康管理、在宅被災者への健康管理、とりわけ災害関連死防止の啓発については、「奈良県災害時保健活動マニュアル」に明記の上、対応中。ただし奈良県地域防災計画には在宅被災者への支援の項目がないため、追記予定 ・内閣府も、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、「避難所運営の経験を有するNPO・ボランティア等による支援は、被災者の避難所での生活改善等に大きな役割を果たしています」との認識を示している。	第1回委員会意見	防災統括室 福祉医療部 くらし創造部	水害 地震	3	19 24	保健医療活動計画
4. 救急救助・医療	①救急救助・医療	46	ボランティアは、「被災地の外から来る人」というイメージをもたれがちだが、実際は「被災地において被害を受けなかつた人が被災者を助けること」を指す。このことを住民にも再認識してもらうように。 また、ボランティアの考え方を「自分たちで何とかする」方向にシフトする。	災害ボランティアとは被災地にいて被害を受けなかつた人が被災者を助けるという共助の取組であるという認識も踏まえながら、ボランティア活動についての理解を深めるとともに、平時からの防災・減災ボランティア活動を通じた、災害時にも支え合える地域づくりの推進を目的に、災害ボランティア養成研修(出前型)を平成30年度より実施している。 併せて、大規模災害発生時には、地域内の共助だけでは復旧・復興することは困難であり、内閣府においても、「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック」において、大規模災害時には被災地内外の行政組織、社会福祉協議会、NPO・ボランティア等が連携・協働して被災者支援に当たる流れを示していることから、受援体制の整備について令和元年度より実施している。	第1回委員会意見	くらし創造部	水害 地震	2	11	ボランティア活動支援環境整備計画
		47	被災者の心のケア対策について	①被災者の見守り、相談支援等の実施(市町村)とその支援(県) ②被災者等の中長期的な心のケアの実施(市町村)とその支援(県) ③精神疾患有している人や家族を亡くした人など、特にケアが必要な被災者への支援	7月豪雨の教訓・経験 (岡山県計画より)	福祉医療部	水害 地震	3	19 24	保健医療活動計画
		48	「災害医療コーディネーター活動要領」及び「災害時小児周産期リエゾン活動要領」による提言	・DMATにとどまらず、災害医療コーディネーターや災害時小児周産期リエゾンの充実強化や訓練の実施 ・都道府県に対する両者からの助言	R1.5防災基本計画 (P29,30,60,61,62)	福祉医療部	水害 地震	2	23 28	保健医療計画
		49	「大規模災害におけるドクターヘリの運用体制構築に係る指針」	・ドクターヘリの運用体制の構築等による救急医療活動の支援体制の整備	H30.6防災基本計画 (P25,59,60)	福祉医療部	水害 地震	2	23 28	保健医療計画

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
5. 防災拠点	①防災拠点	50	防災拠点は、1箇所だけではなく複数箇所持つべき、災害規模に応じてどこに比重を置くかについても考える。 融通が利くような対応を考え、どういう連携体制を取り、情報収集をし、伝達をしていくのかを勘案しつつ取り組む。	災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。	第1回委員会意見	防災統括室	水害 地震	2	17 22	防災体制の整備計画
		51	防災拠点となり得る施設は、物流拠点の候補施設とバッティングするので、両者を一体的に検討いただきたい。	災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能を整理し、求められる機能に対応する現状施設の位置づけを行う。	第1回委員会意見	防災統括室	水害 地震	2	21 26	支援体制の整備(県外で災害発生の場合)
		52	南海トラフ巨大地震等の大規模災害が発生した際に、府県を超えた広域的な救助・支援を行うための大規模な拠点施設が必要	・南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に紀伊半島全体の支援拠点としての機能を担う「大規模広域防災拠点」を整備	県独自の取組	防災統括室	水害 地震	2	17 22	防災体制の整備計画
		53	警察、消防、自衛隊等が県内各地で活動する場合に備えた防災拠点施設の準備が必要	・災害発生時、復旧時に果たすべき役割を踏まえた防災拠点の機能整理、求められる機能に対応する施設の配置構想	県独自の取組	防災統括室	水害 地震	2	17 22	防災体制の整備計画
6. ハード対策	①ため池	54	平成30年度中に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正農業用ため池の管理及保全に関する法律の制定内容の反映	・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備を推進 ・ため池のハザードマップ作成周知 ・ため池の耐震化や統廃合の推進	R1.5防災基本計画(P94,141,144)	農林部	水害 地震	2	39 19	ため池災害予防計画 地盤災害予防計画
		55	・土砂災害警戒区域内居住の死者が多数発生 ・砂防堰堤の決壊事例	・「奈良県土砂災害対策施設整備計画」の策定 ・「選択と集中」による計画的・重点的ハード対策 ・「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の積極的な活用	緊急防災大綱(P15)	県土マネジメント部	水害	2	33	総合的な土砂災害防災対策
		56	平成30年度中に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正	・液状化ハザードマップの作成、公表	R1.5防災基本計画(P94,95)	防災統括室(企画)	水害 地震	2	1	避難行動計画
	③道路	57	道路法の改正内容の反映	・物流上重要な道路輸送網の「重要物流道路」指定	H30.6防災基本計画(P12,67,84)	県土マネジメント部	水害 地震	2 3	13 15 14 17	災害に強い道づくり 道路等の災害応急対策計画
		58	道路法、水防法等の改正内容の反映	・道路啓閉、災害復旧等代行制度、工事の権限代行制度の活用	H30.6防災基本計画(P83,84)	県土マネジメント部	水害 地震	3 4	15 1 17	道路等の災害応急対策計画 公共施設の災害復旧
		59	緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の災害の被害の拡大防止	・緊急輸送道路や避難所へのアクセス道、避難路等の災害の被害の拡大防止等のため、必要な道路の無電柱化を促進 ・「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の積極的な活用	南海トラフ基本計画(P28)	県土マネジメント部	水害 地震	2 2	13 14 14 15	災害に強い道づくり 緊急輸送道路の整備計画
	④河川	60	「奈良県平成緊急内水対策事業」による貯留施設の整備	「奈良県平成緊急内水対策事業」による貯留施設の整備	緊急防災大綱(P14)	県土マネジメント部	水害	2	29	総合的な水害防止対策
		61	河川改修等のハード対策だけで防ぎきれない豪雨	・ハード対策に限らず、ソフト面での対策にも努める ・住民の自主的な避難行動を促すことを目的とした水位計の充実	7月豪雨の教訓・経験(岡山県計画より)	県土マネジメント部	水害	2	31	水害への備え
		62	・「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」の提言を踏まえた修正 ・水防法等の改正内容の反映	・複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのソフト・ハード対策の推進 ・「大規模氾濫減災協議会」の活用、関係者間の連携体制の構築 →「逃げ遅れゼロ」の実現 ・「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」の積極的な活用	R1.5防災基本計画 H30.6防災基本計画(P147)	県土マネジメント部	水害	2 2	29 31	総合的な水害防止対策
		63	道路法、水防法等の改正内容の反映	・都道府県管理河川等の工事の権限代行制度の活用	H30.6防災基本計画(P83,84)	県土マネジメント部	水害 地震	4	1	公共施設の災害復旧
		64	水防法等の改正内容の反映	・洪水浸水想定区域内の盛土構造物を浸水被害軽減地区に指定	H30.6防災基本計画(P138,139)	県土マネジメント部	水害	2	31	水害への備え

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
7. 住宅・建築物の耐震化	①住宅・建築物の耐震化	65	耐震性が明らかでないものについて、特に災害・防災・避難に関するところは、できるだけ重点的に判断できるだけの情報網を高める。 耐震性が明らかでないものについては、情報がないと言うことなので、どう対応してよいかの判断が出来ない。	耐震性のない、または明らかでない避難所施設の指定解除や代替施設の指定、民間施設の活用等について計画に明記する。	第1回委員会意見	防災統括室 関係部局	水害 地震	2	2	避難生活計画
		66	ブロック塀の持ち主に危険性を知って、危機感を持ってもらわないといけない。 地震が起こったらどうなるか、対策を行っていただきたい旨の周知を行うべき。	建築安全推進課のホームページ、耐震関係の協議会などで、ブロック塀の安全点検等について情報提供を行っており、引き続き、周知に努める。また、市町村に対しても、ブロック塀の安全対策について周知を図るよう引き続き働きかける。	第1回委員会意見	まちづくり推進局	地震	2	13	建築物等災害予防計画
		67	液状化が起こると、どんな被害があるかを知ってもらう。 慌てて外に出るとトラックにひかれるなどの二次被害も、場合によつては考えられる。	液状化のメカニズムや及ぼす影響、液状化ハザードマップについて、一人でも多くの県民が内容を理解できるよう周知方法を検討する。	第1回委員会意見	防災統括室	地震	5	7	広域かつ甚大な被害への備え
		68	非構造部材の耐震について取り上げているが、機能継続のことを考えると、自家発電やライフライン系が動かない意味がないので、そちらも記述しておくとよい。	自家発電やライフライン系も重要であると認識しており、書きぶりや場所について検討の後本文に反映していく。	第2回委員会意見	防災統括室	地震	2	22	防災体制の整備計画
		69	住宅・建築物の耐震化の促進	・耐震性がないor明らかでない建築物、ブロック塀等の安全対策に関する取組の強化	大阪北部地震の教訓・経験 (大阪府計画より)	まちづくり推進局	地震	2	13	建築物等災害予防計画
		70	大規模地震発生時における庁舎の機能継続	・防災拠点等となる建築物(庁舎、避難所、病院等)については、大地震時の倒壊等の防止にとどまらず、大地震後も機能継続できるための高い性能を確保すること目標とする。	熊本地震の教訓・経験	防災統括室	地震	2	22	防災体制の整備計画
		71	大規模地震発生時における庁舎の機能継続	・新規に建物を設計及び建築する際は、大地震及び大地震により引き起こされる災害を想定し、可能な限り災害リスクの低い場所を選定するよう促す。	熊本地震の教訓・経験	防災統括室	地震	2	22	防災体制の整備計画
		72	大規模地震発生時における庁舎の機能継続	・非構造部材の耐震設計については、大地震時における人命の安全を確保するためには、耐震性に余裕を持った設計及び確実な施工を行う。	熊本地震の教訓・経験	防災統括室	地震	2	22	防災体制の整備計画
		73	有害物質や石綿の飛散による影響への対応	・可能性が懸念される場合、施設点検や応急処置、関係機関での連絡、環境モニタリング等の対策	R1.5防災基本計画 (P55)	景観・環境局 各施設の管理者等	水害 地震	3	26 31	廃棄物の処理及び清掃計画
		74	災害に強いまちづくり	・「自らの命は自らが守る」という意識の徹底 ・地域の災害リスクと、取るべき避難行動等についての住民理解の周知促進 ・住民主体の取り組みを支援・強化することで社会全体としての防災意識の向上を図る	R1.5防災基本計画 (P136)	防災統括室(企画) 安全・安心まちづくり推進課	水害 地震	1	1	総則
		75	平成29年九州北部豪雨の教訓の反映	・洪水予報河川やその他中小河川に関する水害リスク情報の周知	H30.6防災基本計画 (P145)	防災統括室 県土マネジメント部	水害	2	31	水害への備え
8. 南海トラフ	①南海トラフ	76	臨時情報が発表された後の訓練について、実際の被害想定を用いて行うべき。それを組織再編や市町村連携、応援受援の対応も考えていくべき。	臨時情報が発表された時の県の警戒体制等について記載する。 また、国の発表する被害想定に基づいた訓練について関係部局・機関等と検討を進めていく。	第1回委員会意見	防災統括室 (関係部局)	地震	5	1	総則
		77	民間企業の業務継続が最重要事項。そのための措置を講じること。	①自治体と商工会・商工会議所等の連携による被害状況の迅速な把握、体制の整備 ②企業自らの自然災害リスクの把握、リスクマネジメントの実施 ③企業従業員の防災意識の高揚、取組の評価による企業防災力向上 ④BCP、BCM策定支援等の企業発展に向けた条件整備	第1回委員会意見	産業・雇用振興部	水害 地震	2	9	企業防災の促進に関する計画
		78	国の現地組織との連携体制について、東日本大震災の実態をみると、国は、被災各県に現地対策本部または現地連絡対策室を設置すると思われる。 あるいは、仮に予定どおり大阪府内に国の現地対策本部が設置されるのであれば、そこに奈良県からリエゾンを派遣しなければいけないが、考慮されているか。	南海トラフ巨大地震については事前にリエゾンの派遣者を定めておくなど、体制について明確にしておく。	第1回委員会意見	防災統括室	地震	5	13	支援・受援体制の整備
		79	グローバルな情報を前に、実際に被害を受けていない地域がどう対応するか、どう支援するか。 要支援者から支援者に移るための対策・体制を考えるきっかけにしていただきたい。	南海トラフ巨大地震については、奈良県は支援側・受援側の両方となる場合が想定されるため、両方の視点から現在の「広域災害(南海トラフ巨大地震等)対策計画」の見直しを行う。	第1回委員会意見	防災統括室 福祉医療部 くらし創造部	地震	5	1	総則
		80	津波はないものの、強い揺れが発生するとされている。 家具の固定についても、大規模地震だと効果はなく、転倒防止対策さえ取れば良いわけではない。	家具の転倒防止対策だけでは不十分であることを啓発・周知していく必要があることを計画に明記する。	第1回委員会意見	防災統括室	地震	5	2	南海トラフ地震臨時情報
		81	-	・現在の科学的知見では、南海トラフ地震の発生時期・場所・規模の確度高い予測は不可能 ・発生可能性が高まっている旨の評価がなされた場合、地震発生に備えた防災行動を取り、被害の軽減に努める	南海トラフ基本計画 (P4)	防災統括室(企画)	地震	5	1	総則
		82	-	政府地震調査研究推進本部地震調査委員会における長期評価については、M8～M9クラスの地震の30年以内の発生確率は70%～80%	南海トラフ基本計画 (P6)	防災統括室(企画)	地震	5	1	総則
		83	-	・南海トラフ地震臨時情報に関する対策	南海トラフ基本計画 (P7ほか)	防災統括室(企画)	地震	5	2	南海トラフ地震臨時情報
		84	-	・応急対策の実施に関する基本の方針、初動体制の確立	南海トラフ基本計画 (P40)	防災統括室(企画)	地震	5	2	南海トラフ地震臨時情報
		85	-	・計画の基本となるべき事項、時間差発生等における円滑な避難の確保等に関する事項	南海トラフ基本計画 (P46ほか)	防災統括室	地震	5	2	南海トラフ地震臨時情報

奈良県地域防災計画の改定に係る検討事項

資料2

(令和2年2月6日現在)

整理	項目	No.	課題・教訓・根拠等	対応の方向性	出典元	関係部局・課	主な反映部分			
							編	章	節	計画名
①罹災証明	86 住家被害認定調査の長期化、罹災証明書発行の遅延	・専門知識を持った職員の養成及び人数把握 ・被災地への円滑な派遣体制の構築 ・業務遂行ができる職員の名簿作成	大阪北部地震の教訓・経験(大阪府計画より)	防災統括室(企画)	水害地震	4	2	被災者の生活の確保		
	87 住家被害認定調査の簡素化、迅速な罹災証明書発行	・損害程度の調査の際は、必要に応じて航空写真や被災者が撮影した写真、応急危険度判定の判定結果等を活用	R1.5防災基本計画(P42-100)	防災統括室(企画)	水害地震	4	2	被災者の生活の確保		
	88 罹災証明書の発行体制の整備	・罹災証明書交付担当部局と応急危険度判定担当部局間の連携(非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討) ・発災後の調査及び判定の早期実施	R1.5防災基本計画(P10,42,100ほか)	防災統括室(企画)	水害地震	4	2	被災者の生活の確保		
②受援体制	89 「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」新設による	・被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援の受入 ・災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の確保、育成	R1.5防災基本計画H30.6防災基本計画(P50)	総務部 地域振興部	水害地震	2	21	支援体制の整備(県外で災害発生の場合)		
	90 平成30年度中に発生した災害への対応の教訓を踏まえた修正	・ISUT(災害時情報集約支援チーム)の受援 ※ISUT: 災害情報を集約・整理し地図で提供することで、地方公共団体の災害対応を支援する組織	R1.5防災基本計画(P53)	防災統括室(危機)	水害地震	3	13	受援体制の整備(県内で災害発生の場合)		
	91 平成30年大雪により、応援協定の実効性の重要性が改めて認識された	・協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意	H30.6防災基本計画(P10,20)	防災統括室(企画・施設) 関係部局	水害地震	2	22	受援体制の整備(県内で災害発生の場合)		
③地域防災	92 地域の防災力向上	・地域防災支援担当者制度の拡充(平常時から地域において地域の一員として活動)	県独自の取組	安全・安心まちづくり推進課	水害地震	2	8	自主防災組織の育成等に関する計画		
	93 平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難対策に関する修正	・自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるような対策(防災リーダー育成、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用等)	R1.5防災基本計画(P143)	安全・安心まちづくり推進課	水害地震	2	8	自主防災組織の育成等に関する計画		
	94 常備消防力の強化、緊急消防援助隊の増強等	・消防職員数の確保や市町村消防の広域連携及び教育 ・緊急消防援助隊の増強、消防防災ロボットの実装	南海トラフ基本計画(P16,17,26,27)	消防救急課	地震	5	6	地域防災力の向上に関する計画		
④帰宅困難者	95 帰宅困難者の発生による混乱の回避、普及啓発の徹底	・企業における発災時間帯別の従業員の安否確認及び安全確保 ・一時避難場所や一時滞在施設等、駅周辺等における混乱防止	大阪北部地震の教訓・経験等(関西広域帰宅困難者対策ガイドラインより)	防災統括室(企画) 地域振興部(観光局) 産業・雇用振興部	水害地震	2	3	帰宅困難者対策計画		
⑤災害廃棄物等	96 行政と民間の連携強化によるボランティア活動の促進	・行政、社協、NPO等関係機関間で、災害廃棄物処理に係る連携体制の構築 ・住民やボランティアに対する、災害廃棄物等の処理に関する広報及び周知の徹底 ・上記(連携体制の構築、処理に関する広報及び周知徹底)による災害ボランティア活動の環境整備	R1.5防災基本計画(P17)	くらし創造部 景観・環境局	水害地震	3	27	ボランティア活動支援計画		
⑥企業防災・BCP	97 中小企業等による防災・減災対策の普及を促進するため	・市町村と商工会・商工会議所の連携による、事業継続力強化支援計画の策定 ・中小企業等の事業継続力強化計画の策定への働きかけ	R1.5防災基本計画(P17)	防災統括室(危機) 産業・雇用振興部	水害地震	2	9	企業防災の促進に関する計画		
	98 被災中小企業の復興・支援	・自治体と商工会・商工会議所等の連携による被害状況等の迅速な把握、体制の整備	R1.5防災基本計画(P89)	防災統括室(危機) 産業・雇用振興部	水害地震	4	3	被災中小企業の振興		
	99 「防災経済コンソーシアム」の検討を踏まえた結果	①企業自らの自然災害リスクの把握、リスクマネジメントの実施 ②企業従業員の防災意識の高揚、取組の評価による企業防災力向上 ③BCP・BCM策定支援等の企業発展に向けた条件整備	H30.6防災基本計画(P17)	防災統括室(危機) 産業・雇用振興部 関係機関	水害地震	2	9	企業防災の促進に関する計画		
⑦国の法・制度改正	100 「災害救助法」改正内容の反映	・県と市町村間での意見交換の実施 ・事務委任制度の積極的な活用による役割分担の明確化 ・適正かつ円滑な物資供給、資機材調達のための連絡調整	H30.6防災基本計画(P20)	防災統括室(企画) 福祉医療部	水害地震	3	28	災害救助法等による救助計画		
	101 ①「広く防災に資するボランティア活動の促進に関する検討会」提言(平成29年3月)、②「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」(平成29年3月)、③「防災における行政のNPO・ボランティア等との連携・協働ガイドブック～三者連携を目指して～」(平成30年4月)、④「行政・NPO・ボランティア等の三者連携・協働タイアップ宣言」(令和元年5月)により	・行政、NPO、ボランティア等の三者連携 ・意見交換の場となる情報共有会議の整備強化の推進(研修や訓練を通じて行うこと)	R1.5防災基本計画 H30.6防災基本計画(P16) 南海トラフ基本計画(P24,25)	くらし創造部 関係部局	水害地震	2	11	ボランティア活動支援環境整備計画		
⑧その他	102 計画的な復興を進めるための対応	・国(国土地理院)から提供される計画的復興の基盤となる地理空間情報を活用	R1.5防災基本計画(P44)	防災統括室(企画)	水害地震	4	7	災害復旧・復興計画		
	103 被災ペットに対する対応「人とペットの災害対策ガイドライン」より	・放浪している被災ペットの保護収容及び特定動物の逸走等についての対応	国の検討会・通知	くらし創造部	水害地震	3	24	防疫、保健衛生計画		
	104 復興事前準備のための地籍調査の事前実施	・地籍調査の未実施による権利調査の遅れから、復興計画の策定や事業の実施に支障が生じることがあるため、平時から地籍調査を実施	復興まちづくりのための事前準備ガイドライン	農林部	水害地震	4	7	災害復旧・復興計画		
	105 学校内における備蓄整備	・学校の実情に合わせて、食料や飲料水だけでなく携帯トイレ等を整備	大阪北部地震の教訓・経験(大阪府計画より)	防災統括室(企画) 福祉医療部 教育委員会	地震	5	15	物資等の確保		
	106 風評被害の発生を抑制	・被災地域の情報が適切に発信され、容易に入手できる環境の整備	南海トラフ基本計画(P32)	防災統括室(企画) 総務部知事公室 関係部局	水害地震	3	11	広報計画		